

春日井市保育施設等環境改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、保育環境の改善等を図る保育事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 私立保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所のうち、市が設置した保育所を除いたものをいう。）を設置する者
- (2) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。）を設置する者
- (3) 小規模保育事業所を設置する者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条の規定に基づき地域型保育給付（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市長の確認を受けた者をいう。）
- (4) 地域子育て支援拠点事業所を設置する者（法第34条の11第1項に規定する事業で、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱（平成5年4月1日施行）による実施委託を受けた者をいう。）

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業及び対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 別表に定める経費が、他の事業による補助金の交付を受けている場合には、補助対象経費に含まない。

(補助金額)

第4条 補助金額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の2月末日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費に係る見積書
- (2) 改修箇所の図面及び現況写真

(申請の取下げのできる期日)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第10条の規定による補助金の額を確定した後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 改修後の写真

(検査等)

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金

の用途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月28日から施行する。
- 2 令和4年度におけるこの要綱の規定の適用については、第5条中「2月末日」とあるのは「3月10日」とし、別表中

第2条第1号から第3号までに掲げる補助事業者が行う、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる設備の改修等及び保育環境の向上等を図るために必要となる老朽化した備品、フローリング・カーペット等の設備の改修等

とあるのは

第2条第1号から第3号までに掲げる補助事業者が令和4年4月1日からこの要綱の施行の日までに行った、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる設備の改修等及び保育環境の向上等を図るために必要となる老朽化した備品、フローリング・カーペット等の設備の改修等のうち市長が認めるもの

とする。

第2条第4号に掲げる補助事業者が行う、事業を継続的に実施するために必要となる設備の改修等

第2条第4号に掲げる補助事業者が令和4年4月1日からこの要綱の施行の日までに行った、事業を継続的に実施するために必要となる設備の改修等のうち市長が認めるもの

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行し、改正後の春日井市保育施設等環

境改善事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

2 令和5年度における改正後の春日井市保育施設等環境改善事業費補助金交付要綱の規定の適用については、第9条中「経過する日」とあるのは「経過する日若しくは規則第4条の規定による交付決定を受けた日から起算して30日を経過する日のいずれか遅い日」とする。

別表（第3条、第4条関係）

補助の対象となる事業	補助対象経費	補助金額
<p>第2条第1号から第3号までに掲げる補助事業者が行う、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる設備の改修等及び保育環境の向上等を図るために必要となる老朽化した備品、フローリング・カーペット等の設備の改修等</p>	<p>当該事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）、委託料、使用料、賃借料（敷金を除く。）及び備品購入費</p>	<p>補助対象経費に相当する額以内の額とし、1,029,000円を限度とする。</p>
<p>第2条第1号から第3号までに掲げる補助事業者が行う、ノンコンタクトタイム（休憩時間とは別に、物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間をいう。）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等</p>	<p>当該事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）、委託料、使用料、賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>補助対象経費に相当する額以内の額とし、100,000円を限度とする。</p>
<p>第2条第1号から第3号までに掲げる補助事業者が行う、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の設置</p>	<p>当該事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（運搬費、設置・据付け費及び工事費を含む。）、リース料及び導入費用</p>	<p>補助対象経費に相当する額以内の額とし、175,000円を限度とする。</p>

<p>第2条第1号から第3号までに掲げる補助事業者が行う、ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入</p>	<p>当該事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（運搬費、設置・据付け費及び工事費を含む。）、リース料及び導入費用</p>	<p>補助対象経費の5分の4に相当する額以内の額とし、160,000円を限度とする。</p>
<p>第2条第4号に掲げる補助事業者が行う、事業を継続的に実施するために必要となる設備の改修等</p>	<p>当該事業を実施するために必要な改修費（施設の機能拡充に係る改修に限る。）並びに子育て家庭の保護者及びその子が直接利用する備品購入費（法定耐用年数を超過した備品の更新、施設移転に伴う初度調弁に係る備品及び衛生面等で必要な備品の購入に限る。）</p>	<p>補助対象経費に相当する額以内の額とし、8,000,000円を限度とする。</p>